内閣衆質一六二第二三号

平成十七年三月八日

内閣総理大臣 小 泉 純一 郎

衆 議 院 議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員若井康彦君提出東武鉄道、 東急電鉄の運賃 (定期券運賃) 値上げに関する質問に対し、 別紙答

弁書を送付する。

衆議院議員若井康彦君提出東武鉄道、 東急電鉄の運賃 (定期券運賃) 値上げに関する質問に対する答

弁書

## (一) について

旅客の運賃の上限の変更についても、 規定されており、 価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、 定に基づく国土交通大臣の認可については、 鉄道の旅客の運賃の上限の変更に係る鉄道事業法 平成十六年十二月十日に申請が行われた東武鉄道株式会社及び東京急行電鉄株式会社の 同項の規定に基づき審査を行い、 同条第二項において、 (昭和六十一年法律第九十二号)第十六条第一項の規 「能率的な経営の下における適正な原 平成十七年二月二十二日に申請 これをしなければならない」と 0

段であること等に鑑みれば、 十七年二月三日に、 安定していること、 なお、 今般の東武鉄道株式会社及び東京急行電鉄株式会社の旅客の運賃の上限の変更については、 広く国民各層の意見を聴く場としての物価安定政策会議が開催され、 一般民間企業が懸命なリストラに努めていること、鉄道は国民生活に密着した交通手 各社は経営の合理化に一層努めるべきである。」、 「2)今回の運賃改定は  $(\overline{1})$ 現在物価 平 成 が

とおり認可したところである。

ビスの向上を図るための資本費の負担増によるものであり、 いことから、やむを得ない。」等の意見が取りまとめられたところである。 特定都市鉄道整備事業計画の期限到来に伴うものであるが、 実質的に値上げを行う2社の値上げ幅も小さ 朝夕の混雑率の緩和、 スピードアップ等サー

## (二) について

業における旅客の運賃の上限の設定及び変更についても、 いて、その上限の設定及び変更を国土交通大臣が認可することとされているところであり、 を促進し、もって利用者利便の向上や事業活動の活性化が図られるよう、鉄道事業法第十六条第一項にお 鉄道事業における旅客の運賃については、 鉄道事業者の自主性、主体性を尊重しつつ、事業者間の競争 同条第二項の規定に基づき、適切に審査を行う 今後の鉄道事

こととしている。